

京都市上下水道局広告事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市上下水道局（以下「当局」という。）の財産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載（掲出を含む。以下同じ。）することにより、民間事業者等の広告の機会を拡大するとともに、当局の新たな財源を確保し、又は事業経費を節減し、もって地域経済活動の活性化及び当局財政の健全化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告事業 当局の財産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することをいう。
- (2) 広告媒体 土地、建物、物品その他の当局の財産のうち、広告を掲載するものをいう。

(基本的な考え方)

第3条 広告事業は、広告媒体の本来の目的に支障を生じさせないとともに、広告媒体の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び公平性を損なわないようにしなければならない。

(掲載しない広告)

第4条 次の各号に掲げる広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又は違反するおそれのある広告
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある広告
- (3) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのある広告
- (4) 選挙に関する広告
- (5) 政治性のある広告
- (6) 宗教性のある広告
- (7) 社会問題についての意見広告
- (8) 個人の氏名又は法人名の名刺広告
- (9) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告
- (10) 美觀風致を害するおそれのある広告
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない広告
- (12) 人事募集の広告
- (13) 責任の所在が不明確な広告
- (14) その他当局の財産を活用した広告として適当でないと認められる広告

(優先して掲載する広告)

第5条 広告事業の実施に当たっては、価格競争により優れた条件を提示した民間事業者等の広告を掲載する。ただし、公共性の高い広告については、優先的に掲載することができる。

(広告の掲載基準)

第6条 前2条に規定する広告の内容その他の広告の掲載に関する基準は、別に定める。

(広告事業の実施)

第7条 公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）は、広告媒体、広告の規格、募集方法、予定価格、選定方法その他広告事業の実施について必要な事項を定め、広告事業を実施するものとする。

(広告の審査)

第8条 管理者は、広告の掲載の適否について疑義が生じたときは、次条に規定する審査委員会に審査させるものとする。

2 管理者は、審査委員会の審査結果を参考に広告の掲載の適否を決定する。

(審査委員会)

第9条 この要綱に基づく広告の掲載の適否を審査するため、京都市上下水道局広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長は経営戦略室長とし、委員は総務部総務課長、同部お客さまサービス推進室管理課長、同部契約会計課長、経営戦略室資産活用課長、水道部管理課長及び下水道部管理課長とする。

3 委員長は、前項に規定するほか、必要に応じ臨時の委員を指名することができる。

(会議)

第10条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要があると認めるとき、隨時招集する。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第11条 審査委員会の庶務は、経営戦略室において処理する。

(連絡調整)

第12条 市長部局等との相互の連絡調整の下で広告事業を円滑に実施するため、経営戦略室資産活用課長は京都市広告事業連絡調整会議に出席する。

(補則)

第13条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

この要綱は、決定の日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。